

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野市は、国民年金に関する事務における特定個人情報保護ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

中野市長

公表日

令和5年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法の規定に基づく事務及び国民年金法施行令第1条の2の規定に基づく厚生労働大臣からの法定受託事務として、国民年金に関する届出の受理・報告・裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による申請・届出の受理、日本年金機構への報告及び情報提供などの進達事務、その他の事務等を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦その他上記に関連する業務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の31の項・95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二(情報照会の根拠)第47、48、50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の2、第26条の3、第26条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらしと文化部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中野市くらしと文化部市民課 中野市三好町一丁目3番19号 電話:0269-22-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中野市くらしと文化部市民課 中野市三好町一丁目3番19号 電話:0269-22-2111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IVリスク対策		IVリスク対策全文	事前	
令和1年12月9日	I 1.②「事務の概要」	<p>国民年金法の規定に基づく事務及び国民年金法施行令第1条の2の規定に基づく厚生労働大臣からの法定受託事務として、国民年金に関する届出の受理・報告・裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による申請・届出の受理、日本年金機構への報告及び情報提供などの進達事務、その他の事務等を行う。</p> <p>【特例個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請者や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦その他上記に関連する事務</p>	<p>国民年金に関する事務とは、国民年金法(昭和34年法律第141号)その他関係法令に基づき行う加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務をいう。</p> <p>中野市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、国民年金に関する事務のうち、次に掲げる事務において、個人番号の取得、個人番号の利用を行う。</p> <p>①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という。)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ②被保険者の資格取得の届出勧奨 ③被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ④被保険者からの免除申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ⑤生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑥老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告 ⑦国民年金保険料の口座振替の促進、申出書の受理 ⑧国民年金保険料未納者対策のための取得情報の提供 ⑨日本年金機構への各種情報提供 ⑩生活保護受給者(法定免除該当者)にかかる情報提供</p>	事後	
令和1年12月9日	I 3「法令上の根拠」	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2</p>	<p>・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月9日	I 4.②「法令上の根拠」	番号法第19条第7号 別表第二	・番号法第19条第7号 別表第二の48、50、111、112の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の3、第26条の4、第56条、第57条	事後	
令和1年12月9日	IVリスク対策 4.「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和1年12月9日	IVリスク対策 4.「委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か」	[]	[十分である]	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の31の項	・番号法第9条第1項 別表第一の31の項・95の項	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和2年3月31日	II-1. .対象人数 係数の判断 時点	平成28年12月28日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和2年3月31日	II-2. .取扱者数 係数の判断 時点	平成28年12月28日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	保護評価再実施に伴う修正
令和3年5月19日	I -4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正
令和5年5月30日	I -4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二	・番号法第19条第8号 別表第二（情報照会の根拠）第47、48、50の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の2、第26条の3、第26条の4	事後	保護評価書見直しに伴う修正